

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条及び第二条（現行のとおり） （公園事業となる施設の種類の）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設、その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</p> <p>七から十二まで（現行のとおり）</p> <p>第四条及び第五条（現行のとおり） （都公園事業の執行認可の申請）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、運輸施設にあつては、第五号、第六号及び第十一号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第一号から第四号までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。</p> <p>一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一程度の地形図</p> <p>二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条及び第二条（略） （公園事業となる施設の種類の）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機</p> <p>七から十二まで（略）</p> <p>第四条及び第五条（略） （都公園事業の執行認可の申請）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、運輸施設にあつては、第五号、第六号及び第十一号に掲げる書類を除く。</p> <p>一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図</p> <p>二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真</p>

三 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

四 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面

五から十まで （現行のとおり）

十一 工事の施行を要する場合にあつては、当該事業の執行に当たつて必要となる資金を調達することができることを証する書類

十二 （現行のとおり）

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第七条及び第八条 （現行のとおり）

（施設の変更等の承認）

第九条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 知事は、前項に定めるもののほか、第一項の承認に関し必要があると認めるときは、同項の規定による変更の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4及び5 （現行のとおり）

第十条 （現行のとおり）

三 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

四 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

五から十まで （略）

十一 当該事業の執行に当たつて必要となる資金を調達することができることを証する書類

十二 （略）

（新設）

第七条及び第八条 （略）

（施設の変更等の承認）

第九条 （略）

2 （略）

（新設）

3及び4 （略）

第十条 （略）

(地位の承継)

第十一条 (現行のとおり)

2 前項の規定による承継の承認を受けようとする者は、別記第七号様式による申請書を知事に提出するものとする。

3 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

~~四 譲受人が個人であるときは、譲受人の住民票の写し~~

~~五 第六条第二項第一号、第二号及び第十号に掲げる書類~~

~~六 譲受人が行う施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類~~

4 (現行のとおり)

第十二条から第十五条まで (現行のとおり)

(認可の失効及び取消し)

第十六条 (現行のとおり)

2 知事は、都公園事業者が条例第九条第四項の規定により執行の認可に付された条件、第七条第一項(第九条第五項において準用する場合を含む。)、第九条第二項、第十条若しくは第十四条第三項の規定、第十二条の規定による条件又は第十四条第一項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、都公園事業の執行の認可を取り消すことができる。

第十七条 (現行のとおり)

(公共団体の行う都公園事業)

(地位の承継)

第十一条 (略)

2 前項の規定による承継の承認を受けようとする者は、当該当事者が連署した別記第七号様式による申請書を知事に提出するものとする。

3 (略)

一から三まで (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

第十二条から第十五条まで (略)

(認可の失効及び取消し)

第十六条 (略)

2 知事は、都公園事業者が条例第九条第四項の規定により執行の認可に付された条件、第七条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)、第九条第二項、第十条若しくは第十四条第三項の規定、第十二条の規定による条件又は第十四条第一項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、都公園事業の執行の認可を取り消すことができる。

第十七条 (略)

(公共団体の行う都公園事業)

第十八条 第六条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第十六条第一項の規定は、条例第九条第二項の規定により公共団体が行う都公園事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第六条第二項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第六条第三項	条例第九条第三項の認可	条例第九条第二項の同意
	認可の申請をした者	協議の申出をした者
第七条第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第七条第三項	(現行のとおり)	延期の協議の申出
	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第八条	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第九条第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第九条第二項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第九条第三項	承認	同意
	申請をした者	協議の申出をした者
第九条第四項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第九条第五項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第十条	(現行のとおり)	(現行のとおり)

第十八条 第六条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第十六条第一項の規定は、条例第九条第二項の規定により公共団体が行う都公園事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	(略)	(略)
第六条第二項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第七条第一項	(略)	(略)
第七条第三項	(略)	延期の協議の申し出
	(略)	(略)
第八条	(略)	(略)
第九条第一項	(略)	(略)
第九条第二項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第九条第三項	(略)	(略)
第九条第四項	(略)	(略)
第十条	(略)	(略)

第十一条第二項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第十一条第三項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第十二条第一項第 五号	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第十六条第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)

第十九条 (現行のとおり)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第二十条 (現行のとおり)

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一程度の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十二条第一項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求める

第十一条第二項	(略)	(略)
第十一条第三項	(略)	(略)
第十二条第一項第 五号	(略)	(略)
第十六条第一項	(略)	(略)

第十九条 (略)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第二十条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(新設)

ことができる。

4から9まで (現行のとおり)

第二十一条及び第二十二条 (現行のとおり)

(特別地域内の行為の許可基準)

第二十三条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。)の和をいう。第六項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。第二十七条第一号において同じ。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第三種特別地域	(現行のとおり)	(現行のとおり)

七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。

六から十一まで (現行のとおり)

5から9まで (現行のとおり)

10 (現行のとおり)

3から8まで (略)

第二十一条及び第二十二条 (略)

(特別地域内の行為の許可基準)

第二十三条 (略)

2及び3 (略)

4 (略)

一から五まで (略)

六 総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。)の和をいう。第六項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	(略)	(略)
第三種特別地域	(略)	(略)

七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。

六から十一まで (略)

5から9まで (略)

10 (略)

一 (現行のとおり)

二 申請に係る場所が、条例第十二条第一項第二号の許可を受けて
木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこ
と。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

三 総施設面積(同一敷地内にある全ての工作物(屋外運動施設の
ほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影
面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第二種特別地
域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係
るものにあつては六十パーセント以下であること。

四 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が
十パーセントを超えないものであること。

五から十まで (現行のとおり)

十一 支障木行為の施行の際に支障となる樹木をいう。以下同じ。
の伐採が僅少であること。

十二 (現行のとおり)

11 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(風力発電施設の新築、
改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六
号並びに前項第二号、第八号及び第十号の規定の例によるほか、次
のとおりとする。

一及び二 (現行のとおり)

12 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(太陽光発電施設の新
築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係
る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第二号及び第八号
並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

(新設)

二 総施設面積(同一敷地内にあるすべての工作物(屋外運動施設
のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投
影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第二種特別地
域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に
係るものにあつては六十パーセント以下であること。

三 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配
が十パーセントを超えないものであること。

四から八まで (略)

九 支障木行為の施行の際に支障となる樹木をいう。以下同じ。
の伐採が僅少であること。

十 (略)

11 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(風力発電施設の新築、
改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六
号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおり
とする。

一及び二 (略)

12 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(太陽光発電施設の新
築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係
る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項
第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (現行のとおり)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第十号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イからハまで (現行のとおり)

三及び四 (現行のとおり)

13 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 照明装置を用いて第一種特別地域等内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

一 (略)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イからハまで (略)

三及び四 (略)

13 (略)

一及び二 (略)

(新設)

〈 第一種特別地域等内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。〉

14 条例第十二条第二項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 （現行のとおり）

二 学術研究その他公益上必要と認められること。

三 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

四 農林漁業に付随して行われるものであること。

五 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

六 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

15 から17まで （現行のとおり）

18 （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

二 水位の変動についての計画が明らかなものであること。

14 条例第十二条第二項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のいずれかとする。

一 （略）

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イからホまで （略）

（新設）

15 から17まで （略）

18 （略）

一 （略）

二 水位の変動についての計画が明らかなものであって、野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第十二条第一項の規定による許可を受け、又は条例第十二条第三項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

イからハまで (現行のとおり)

19 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イからハまで (現行のとおり)

二 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

(削除)

ホ (現行のとおり)

一 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号二及びホの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

二 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。

イからハまで (略)

19 (略)

一 (略)

イからハまで (略)

二 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵するもの)にあつては表示面が白色系のものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

ハ (略)

一 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号二からハまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イからホまで (現行のとおり)

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニ及びホ並びに前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イからハまで (現行のとおり)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号ホ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イからハまで (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

20 から 25 まで (現行のとおり)

26 条例第十二条第一項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

一 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

イからホまで (略)

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニからくまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イからハまで (略)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号へ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イからハまで (略)

五 (略)

20 から 25 まで (略)

(新設)

27~~1~~及び28~~1~~ (現行のとおり)

第二十四条 (現行のとおり)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十五条 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)

五から十三まで (現行のとおり)

十四 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

十五 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六から十八まで (現行のとおり)

十九 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもので、かつ、増築部分の最高部と最低部との高さの差が二メートル以下であるものに限る。)すること。

二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下これらを「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認め

26~~1~~及び27~~1~~ (略)

第二十四条 (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十五条 (略)

一から三まで (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある場所で炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五から十三まで (略)

十四 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

十五 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六から十八まで (略)

十九 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

られるものに限る。)

二十一 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

二十二 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

二十三 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

二十六 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩及び形態が、都立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置すること。

二十七 都が、都立自然公園の保護若しくは適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は都立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル

二十一 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

二十二 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

(新設)

(新設)

ル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。

二十八 (現行のとおり)

二十九 自家用のために木竹(別表第一に掲げるものを除く。)を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

三十 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

三十一 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

三十二及び三十三 (現行のとおり)

三十四 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

三十五 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

三十六 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

三十七 (現行のとおり)

三十八 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

三十九 別表第一に掲げるものの保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(削除)

四十から五十七まで (現行のとおり)

五十八 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又

二十六 (略)

二十七 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

(新設)

(新設)

二十八及び二十九 (略)

三十 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

(新設)

(新設)

三十一 (略)

三十二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(新設)

三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

三十四から五十一まで (略)

五十二 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を

は設置すること。

五十九 (現行のとおり)

(削除)

六十 (現行のとおり)

六十一 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

六十二から七十まで (現行のとおり)

七十一 宅地内において別表第一に掲げるものを採取し、又は損傷すること。

七十二 農業を営むために必要な範囲内で別表第一に掲げるものを損傷すること。

七十三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で別表第一に掲げるものを損傷すること。

七十四 別表第一に掲げるものの保護増殖のために必要な範囲内で同表に掲げるものを損傷すること。

七十五 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

七十六から九十三まで (現行のとおり)

掲出し、又は設置すること。

五十三 (略)

五十四 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

五十五 (略)

五十六 地表から一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

五十七から六十五まで (略)

六十六 宅地内にある植物で、別表第一に掲げるものを採取し、又は損傷すること。

六十七 認定保護増殖事業等の実施のために別表第一に掲げるものを採取し、又は損傷すること。

(新設)

(新設)

(新設)

六十八から八十五まで (略)

九十四 公園管理団体が行う条例第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(新設)

九十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

(新設)

九十六 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

(新設)

九十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

(新設)

九十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の二第二項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

(新設)

九十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

(新設)

百 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

百一及び百二 (現行のとおり)

第二十六条 (現行のとおり)

第二十七条 (現行のとおり)

- 一 建築物 高さ十二メートル又は延べ面積千平方メートル
- 二から十まで (現行のとおり)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第二十八条 (現行のとおり)

- 一 第二十五条第一号から第二十七号まで、第四十一号から第四十四号まで、第五十五号から第六十号まで、第八十号、第八十一号又は第九十四号から第百号までに掲げる行為

二 (現行のとおり)

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。)

四から十四まで (現行のとおり)

(削除)

(新設)

八十六及び八十七 (略)

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

- 一 建築物 高さ十二メートル又は延べ面積千平方メートル
- 二から十まで (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第二十八条 (略)

- 一 第二十五条第一号から第二十五号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十九号から第五十五号まで、第七十二号又は第七十三号に掲げる行為

二 (略)

(新設)

三から十三まで (略)

十四 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五から十七まで (現行のとおり)

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第二十九条 (現行のとおり)

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第二十九条の二 条例第十七条第二項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物(条例第十七条第二項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとつこと。

第三十条から第三十五条まで (現行のとおり)

(公園管理団体となることができる法人)

第三十五条の二 条例第二十四条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

(公園管理団体の指定の申請等)

第三十六条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

一 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な

十五から十七まで (略)

(新設)

第二十九条 (略)

(新設)

第三十条から第三十五条まで (略)

(新設)

(公園管理団体の指定の申請等)

第三十六条 (略)

2 (略)

一 (略)

一 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有する者であること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができる者であること。

五 会社又は森林組合にあつては、都立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

3 (現行のとおり)

第三十七条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 (第四十二条関係)

種別		休業日又は 使用すること ができない 日	使用時間
自然公園施設	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)
附帯施設	宿舎から植 物園まで	(現行のと おり)	(現行のと おり)
	動物園	(現行のと おり)	午前九時か ら午後五時

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有する者であること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例第二十五条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができる者であること。

(新設)

3 (略)

第三十七条から第六十九条まで (略)

別表第一 (略)

別表第二 (第四十二条関係)

種別		休業日又は 使用すること ができない 日	使用時間
自然公園施設	(略)	(略)	(略)
附帯施設	宿舎から植 物園まで	(略)	(略)
	動物園	(略)	午前八時三 十分から午

	博物館展示施設及び運動施設	(現行のとおり)	(現行のとおり)	まで
有料用具		(現行のとおり)	(現行のとおり)	

別表第三から別表第五まで (現行のとおり)

別記第一号様式(表) (現行のとおり)

第一号様式(裏) (別紙のとおり)

第二号様式から第四号様式まで (現行のとおり)

第五号様式(表) (現行のとおり)

第五号様式(裏) (別紙のとおり)

第六号様式 (現行のとおり)

第七号様式 (別紙のとおり)

第八号様式から第十四号様式まで (現行のとおり)

第十五号様式(表) (現行のとおり)

第十五号様式(裏) (別紙のとおり)

第十六号様式(表) (現行のとおり)

第十六号様式(裏) (別紙のとおり)

第十七号様式(表) (現行のとおり)

第十七号様式(裏) (別紙のとおり)

第十八号様式(表) (現行のとおり)

第十八号様式(裏) (別紙のとおり)

	博物館展示施設及び運動施設	(略)	(略)	後五時まで
有料用具		(略)	(略)	

別表第三から別表第五まで (略)

別記第一号様式(表) (略)

第一号様式(裏) (別紙のとおり)

第二号様式から第四号様式まで (略)

第五号様式(表) (略)

第五号様式(裏) (別紙のとおり)

第六号様式 (略)

第七号様式 (別紙のとおり)

第八号様式から第十四号様式まで (略)

第十五号様式(表) (略)

第十五号様式(裏) (別紙のとおり)

第十六号様式(表) (略)

第十六号様式(裏) (別紙のとおり)

第十七号様式(表) (略)

第十七号様式(裏) (別紙のとおり)

第十八号様式(表) (略)

第十八号様式(裏) (別紙のとおり)

第十九号様式(表) (現行のとおり)
第十九号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十号様式(表) (現行のとおり)
第二十号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十一号様式(表) (現行のとおり)
第二十一号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十二号様式(表) (現行のとおり)
第二十二号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十三号様式(表) (現行のとおり)
第二十三号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十四号様式(表) (現行のとおり)
第二十四号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十五号様式(表) (現行のとおり)
第二十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十六号様式(表) (現行のとおり)
第二十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十七号様式(表) (別紙のとおり)
第二十七号様式(裏) (現行のとおり)
第二十八号様式(表) (別紙のとおり)
第二十八号様式(裏) (現行のとおり)
第二十九号様式 (現行のとおり)
第三十号様式 (別紙のとおり)

第十九号様式(表) (略)
第十九号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十号様式(表) (略)
第二十号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十一号様式(表) (略)
第二十一号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十二号様式(表) (略)
第二十二号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十三号様式(表) (略)
第二十三号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十四号様式(表) (略)
第二十四号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十五号様式(表) (略)
第二十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十六号様式(表) (略)
第二十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十七号様式(表) (別紙のとおり)
第二十七号様式(裏) (略)
第二十八号様式(表) (別紙のとおり)
第二十八号様式(裏) (略)
第二十九号様式 (略)
第三十号様式 (別紙のとおり)

第三十一号及び第三十二号様式 (現行のとおり)

第三十三号様式(表) (現行のとおり)

第三十三号様式(裏) (別紙のとおり)

第三十四号様式(表) (現行のとおり)

第三十四号様式(裏) (別紙のとおり)

第三十五号様式及び第三十六号様式 (現行のとおり)

第三十七号様式(表) (現行のとおり)

第三十七号様式(裏) (別紙のとおり)

第三十八号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

第三十一号及び第三十二号様式 (略)

第三十三号様式(表) (略)

第三十三号様式(裏) (別紙のとおり)

第三十四号様式(表) (略)

第三十四号様式(裏) (別紙のとおり)

第三十五号様式及び第三十六号様式 (略)

第三十七号様式(表) (略)

第三十七号様式(裏) (別紙のとおり)

第三十八号様式から第五十二号様式まで (略)

※別紙は掲載省略